

高齢者安全安心ネットワーク No. 3

還付金詐欺事件が連続発生！

県内において、医療費の還付名目で、ATMから現金を振替送金し、だまし取られる還付金詐欺事件が連続発生しています。被害に遭わないように、十分注意してください。

【被害事例】

2月17日、柳井市居住のAさん(70歳代・女性)方に市役所職員や、金融機関の職員を名乗る者から、

- 医療費を過払い金が39,500円あります。
- 手続きは、12月末で締切り、それ以降は金融機関にお願いすることになっています。
- 通帳と印鑑、キャッシュカードを用意して、近いスーパーに行って、ATMを操作してください。

等と電話がありました。

話を信用したAさんは、スーパーのATMに行き、指示されるがまま、ATMを操作し、現金約24万円を振替送金し、だまし取られました。



【被害防止のポイント】

- 公的機関が医療費等の還付手続きで、ATMを指示することはないこと。
- 「キャッシュカードと携帯電話を持ってATMに行って」と言われたら詐欺を疑うこと。
- 「医療費の払戻しがある」等の電話がかかった場合は、電話があった機関へかけ直して確認すること。



※ ATMコーナーで携帯電話を使用している人(特に高齢者の方)に対しては、積極的な声掛けをお願いします。



「振り込む前に、警察へ相談を！」
～ 一人で考え込まないで ～